

あま市住民税非課税世帯支援給付金 (こども加算分含む)のご案内

- 住民税非課税世帯支援給付金は、令和6年度住民税非課税となる世帯を支援するための給付金です。
- この給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 当該世帯において18歳以下の児童を扶養している場合は、こども加算分として1人あたり2万円を上乗せして給付します。

給付金額

1世帯あたり **3万円**
+加算対象児童数× **2万円**

給付金の振込時期

あま市が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。

給付対象

**世帯全員の令和6年度住民税
均等割が非課税の世帯**

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は除きます。

申請の有無

**世帯の全ての方が、令和6年
1月1日以前からあま市に
お住まいの場合**

**世帯の中に、令和6年1月2日
以降にあま市に転入した方が
いる場合**

あま市から確認書が届きます
(要返信)

※一部申請が必要な場合があります

確認書は基準日(令和6年12月13日)時点で住民登録のある市区町村から送付されます。

詳しくは裏面①へ

申請が必要です

受付期間: 令和7年1月20日(月)
~令和7年3月10日(月)

申請書は社会福祉課で配布します。
基準日(令和6年12月13日)時点であま市に住民登録のある方が対象です。

詳しくは裏面②へ

給付手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の手続き

※記載漏れ、添付書類漏れ、審査状況により給付が遅れる場合があります。

① 世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前からあま市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項などが記載された確認書を郵送します。
- 記載内容を確認し、必要事項を記入して、添付書類とともに、あま市に返信してください。

【確認事項】

- ①住民税非課税となる世帯であること
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③世帯の中に住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告の方がいないこと
- ④他自治体から今回と同等の給付金を受けていないこと

【記入が必要な事項】

- ①確認欄のチェック
 - ②世帯主氏名・確認日・連絡先電話番号
- 給付金振込口座を変更・指定する場合は、「確認書の記入要領」をご確認のうえ、希望する口座の記入漏れのほか、世帯主の本人確認書類の写しや口座確認書類の写しの添付漏れがないようご注意ください。

② 世帯の中に、令和6年1月2日以降にあま市に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、社会福祉課に直接又は郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯支援給付金（こども加算分含む）の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

あま市役所 給付金コールセンター

電話 0120-313-317

受付時間 平日9:00~17:00

